

介護保険の手引き

介護報酬単位数早見表

平成21年4月介護報酬改定説明会資料版

社団法人京都府医師会

担当：地域医療課

〒604-8585 京都市中京区御前通松原下ル

TEL 075-315-5274 FAX 075-315-5290 (いずれも直通)

メールアドレス：tilki15@kyoto.med.or.jp

ホームページURL：<http://www.kyoto.med.or.jp>

サービス提供体制加算

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 30%以上配置されていること。 ② 介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が 50%以上配置されていること。	24 単位/回
夜間対応型訪問介護		12 単位/回 (包括型 84 単位/人・月)
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	6 単位/回
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6 単位/回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 ② 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 12 単位/回 ②: 6 単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 要支援1は ①: 48 単位/人・月 ②: 24 単位/人・月 要支援2は ①: 96 単位/人・月 ②: 48 単位/人・月
療養通所介護	3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	6 単位/回
小規模多機能型居宅介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 500 単位/人・月 ②・③: 350 単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 50%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 75%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 12 単位/人・日 ②・③: 6 単位/人・日

※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算の見直しを行う。

※2 表中①・②・③の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。

※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

地域区分

70%	訪問介護／訪問入浴介護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援
55%	訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護
45%	通所介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
	55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
	45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円

なお、地域区分の地域割りについては、平成18年度以降の市町村合併に伴い、平成21年4月1日時点の名称により示される区域を対象区域とする。

中山間地域等における小規模事業所の評価

中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の10%を加算

※算定要件

- 対象となるサービスは、訪問介護（予防含む）、訪問入浴介護（予防含む）、訪問看護（予防含む）、居宅介護支援及び福祉用具貸与（予防含む）
- 「中山間地域等」とは、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- 「小規模事業所」とは、訪問介護は訪問回数が200回以下/月（予防訪問介護は実利用者が5人以下/月）、訪問入浴介護は訪問回数が20回以下/月（予防訪問入浴介護は訪問回数が5回以下/月）、訪問看護は訪問回数が100回以下/月（予防訪問看護は訪問回数が5回以下/月）、居宅介護支援は実利用者が20人以下/月、福祉用具貸与は実利用者が15人以下/月（予防福祉用具貸与は実利用者数が5人以下/月）の事業所をいう。

中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の5%を加算

※算定要件

- ・ 対象となるサービスは、移動費用を要する訪問介護（予防含む）、訪問入浴介護（予防含む）、訪問看護（予防含む）、訪問リハビリテーション（予防含む）、通所介護（予防含む）、通所リハビリテーション（予防含む）、居宅介護支援及び福祉用具貸与（予防含む）
- ・ 「中山間地域等」とは、半島振興法、特定農山村法、山村振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- ・ 各事業者が、運営規程に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に認める。

施設サービス

P42~P54

1. 介護老人福祉施設

【基本単位数】

(1)従来型・通常規模・新規入所者

	従来型個室	多床室
要介護1	589	651
要介護2	660	722
要介護3	730	792
要介護4	801	863
要介護5	871	933

(2)従来型・小規模・新規入所者

	従来型個室	多床室
要介護1	753	815
要介護2	820	882
要介護3	888	950
要介護4	955	1,017
要介護5	1,022	1,084

(3)従来型・通常規模・旧措置入所者

	従来型個室	多床室
要介護1	589	651
要介護2・3	699	761
要介護4・5	836	898

(4)従来型・小規模・旧措置入所者

	従来型個室	多床室
要介護1	753	815
要介護2・3	857	919
要介護4・5	988	1,050

(5)ユニット型・通常規模・新規入所者

	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	669	669
要介護2	740	740
要介護3	810	810
要介護4	881	881
要介護5	941	941

(6)ユニット型・小規模・新規入所者

	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	820	820
要介護2	887	887
要介護3	955	955
要介護4	1,022	1,022
要介護5	1,089	1,089

(7)ユニット型・通常規模・旧措置者

	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	669	669
要介護2・3	769	769
要介護4・5	904	904

(8)ユニット型・小規模・旧措置者

	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	820	820
要介護2・3	924	924
要介護4・5	1,055	1,055

【各種加算】

加算項目	加算単位	備考
重度化対応加算	削除	
日常生活継続支援加算	22単位/日	新設
看護体制加算 (I) イ	6単位/日	新設
看護体制加算 (I) オ	4単位/日	新設
看護体制加算 (II) イ	13単位/日	新設
看護体制加算 (II) オ	8単位/日	新設
夜間職員配置加算 (I) イ	22単位/日	新設
夜間職員配置加算 (I) オ	13単位/日	新設
夜間職員配置加算 (II) イ	27単位/日	新設
夜間職員配置加算 (II) オ	18単位/日	新設
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	新設
常勤医師配置加算	25単位/日	単位数変更
入院・外泊時の算定	246単位/日	単位数変更
管理栄養士配置加算	削除	
栄養士配置加算	削除	
栄養マネジメント加算	14単位/日	単位数変更
口腔機能維持管理加算	30単位/日	新設
看取り介護加算 (4~30日)	80単位/日	名称・単位数・算定要件変更
〃 (前日・前々日)	680単位/日	
〃 (死亡日)	1,280単位/日	
認知症専門ケア加算 (I)	3単位/日	新設
〃 (II)	4単位/日	

【算定要件】

(1) 日常生活継続支援加算

次のいずれにも該当する場合

- ① 入所者のうち、要介護4~5の割合が65%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が60%以上であること。
- ② 介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること。

注 本加算と介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価は同時には行わないこととする。

(2) 看護体制加算

看護体制加算 (I) : 常勤の看護師を1名以上配置していること。

看護体制加算 (II) : ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1名以上配置していること、②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

(3)夜勤職員配置加算

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

(4)若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者を受け入れた場合に算定。若年性認知症ケア加算は廃止。

(5)口腔機能維持管理加算

- ① 介護老人福祉施設であり、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること。
- ② 当該施設において、入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、①に掲げる歯科医師又は歯科衛生士がその計画の作成にあたり助言及び指導を行っていること。

(6)看取り介護加算

注1 死亡日以前30日を上限。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

注2 重度化対応加算は廃止する。それに併せて、看取り介護加算の算定要件の見直しを行う。

(7)認知症専門ケア加算

次の要件を満たす施設・事業所内の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者1人1日当たりにつき、上記単位のいずれかを加算

【認知症専門ケア加算Ⅰ】

- ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上
- ②認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置
- ③職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施

【認知症専門ケア加算Ⅱ】

- ①認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置（認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が10人未満の場合は実践リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一人で可）
- ②介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施

2. 介護老人保健施設

【基本単位数】（1日につき）

(1)従来型老健

	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	734	813	816	816
要介護2	783	862	865	865
要介護3	836	915	918	918
要介護4	890	969	972	972
要介護5	943	1,022	1,025	1,025

(2)介護療養型老健（看護職員配置）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	735	814	896	896
要介護2	818	897	979	979
要介護3	933	1,012	1,094	1,094
要介護4	1,009	1,088	1,170	1,170
要介護5	1,085	1,164	1,246	1,246

(3)介護療養型老健（看護オンコール）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	735	814	896	896
要介護2	812	891	973	973
要介護3	906	985	1,067	1,067
要介護4	982	1,061	1,143	1,143
要介護5	1,058	1,137	1,219	1,219

【各種加算】

加算項目	加算単位	備考
夜勤職員配置加算	24単位/日	新設
リハビリテーションマネジメント加算	削除	
短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日	単位数
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日	単位数・算定要件変更
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	新設
外泊時の算定	362単位/日	単位数変更
試行的退所時の算定	削除	
ターミナルケア加算（15日以上30日以下）	200単位/日	単位数・算定要件変更
// （14日まで）	315単位/日	
退所時指導加算	変更無し	算定要件変更
管理栄養士配置加算	削除	
栄養士配置加算	削除	
栄養マネジメント加算	14単位/日	単位数変更
口腔機能維持管理加算	30単位/日	新設
在宅復帰支援機能加算（Ⅰ）	15単位/日	単位数・算定要件変更
// （Ⅱ）	5単位/日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	新設
// （Ⅱ）	4単位/日	
認知症情報提供加算	350単位/日	新設

【算定要件】

(1) 夜勤職員配置加算

【41床以上の場合】

①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置していること、②2名を超えて配置していること。

【41床未満の場合】

①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置していること、②1名を超えて配置していること。

(2) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

軽度者に加えて対象を中等度・重度の者に拡大する。1日あたりの算定とし、週3日まで算定可。

(3) 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者を受け入れた場合に算定。

(4)ターミナルケア加算

入所者が次のいずれにも該当する場合

- ① 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ② 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- ③ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ退院説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

介護療養型老健以外の場合 注 退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

介護療養型老健の場合 注 当該施設又は当該入所者の居宅において死亡した場合に限る。

(4) 退所時指導加算

試行的退所サービス費を退所時指導加算に組み込ませる。

(6)口腔機能維持管理加算

- ① 介護老人保健施設であり、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること。
- ② 当該施設において、入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、①に掲げる歯科医師又は歯科衛生士がその計画の作成にあたり助言及び指導を行っていること。

(7)在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援機能加算（Ⅰ）15単位/日 ※在宅復帰率が50%以上

在宅復帰支援機能加算（Ⅱ）5単位/日 ※在宅復帰率が30%以上

(8)認知症専門ケア加算

次の要件を満たす施設・事業所内の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者1人1日当たりにつき、上記単位のいずれかを加算

【認知症専門ケア加算Ⅰ】

- ① 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上
- ② 認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置
- ③ 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施

【認知症専門ケア加算Ⅱ】

- ① 認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置（認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が10人未満の場合は実践リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一人で可）
- ② 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施

(9) 認知症情報提供加算

認知症の可能性のある入所者を認知症疾患医療センター等へ紹介した場合に算定。

<施設基準>

- 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上置かなければならないこととされている「理学療法士又は作業療法士」について、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
- 支援相談員について、「入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上」から「1以上（入所者の数が100を超える場合にあつては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）」に改める。

介護療養型老人保健施設

【施設要件等の見直し】

「医療機関」から入所した者の割合と「家庭」から入所した者の割合の差が35%以上を標準とする施設要件については、周辺における医療機関の有無や定員数に応じた特例を設ける。

さらに、療養病床を有する医療機関（有床診療所・2病棟以下の病院）が、そのうち一つの病棟の一部を介護療養型老人保健施設へ転換するに伴い、夜間の看護・介護職員の配置職員数を増加させる必要が生じる場合について、夜間配置基準の特例を設ける。

3. 介護療養型医療施設

【基本単位数】（1日につき）

(1) 病院療養病床

	介護・看護/4:1・6:1		介護・看護/5:1・6:1		介護・看護/6:1・6:1		ユニット型	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	準個室
要介護1	683	794	623	734	593	704	797	797
要介護2	793	904	732	843	704	815	907	907
要介護3	1,031	1,142	892	1,003	855	966	1,145	1,145
要介護4	1,132	1,243	1,048	1,159	1,012	1,123	1,246	1,246
要介護5	1,223	1,334	1,090	1,201	1,053	1,164	1,337	1,337

<経過型>

	介護・看護/4:1・6:1		介護・看護/4:1・8:1		ユニット型	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	準個室
要介護1	683	794	683	794	797	797
要介護2	793	904	793	904	907	907
要介護3	943	1,054	901	1,012	1,057	1,057
要介護4	1,034	1,145	992	1,103	1,148	1,148
要介護5	1,125	1,236	1,083	1,194	1,239	1,239

(2) 診療所療養病床

	介護・看護/6:1・6:1		介護・看護/3:1		ユニット型	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	準個室
要介護1	664	775	574	685	778	778
要介護2	716	827	620	731	830	830
要介護3	768	879	666	777	882	882
要介護4	819	930	712	823	933	933
要介護5	871	982	758	869	985	985

(3) 老人性認知症療養病床

<一般病院>

	介護・看護/4:1・4:1		介護・看護/5:1・4:1		介護・看護/6:1・4:1		経過措置型		ユニット型	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	準個室
要介護1	959	1,070	930	1,041	914	1,025	852	963	1,073	1,073
要介護2	1,030	1,141	999	1,110	981	1,092	919	1,030	1,144	1,144
要介護3	1,100	1,211	1,067	1,178	1,048	1,159	986	1,097	1,214	1,214
要介護4	1,171	1,282	1,136	1,247	1,116	1,227	1,054	1,165	1,285	1,285
要介護5	1,241	1,352	1,204	1,315	1,183	1,294	1,121	1,232	1,355	1,355

<大学病院等>

	介護・看護/6:1・3:1		ユニット型	
	個室	多床室	個室	準個室
要介護1	1,017	1,128	1,131	1,131
要介護2	1,084	1,195	1,198	1,198
要介護3	1,151	1,262	1,265	1,265
要介護4	1,219	1,330	1,333	1,333
要介護5	1,286	1,397	1,400	1,400

<経過型>

	介護・看護/6:1・3:1	
	個室	多床室
要介護1	754	865
要介護2	821	932
要介護3	888	999
要介護4	956	1,067
要介護5	1,023	1,134

【各種加算】

加減算項目	種 類			加減算単位	備 考
	病 院	診 療 所	老 人 性 認 知 症 患 療 養 病 棟		
夜間勤務等看護（Ⅲ）	○			14単位/日	1ランク追加で元のⅢ→Ⅳ
若年性認知症入所者受入加算	○	○		120単位/日	新設
外泊時の算定	○	○	○	362単位/日	単位数変更
他科受診時の算定	○	○	○	362単位/日	単位数変更
管理栄養士配置加算	○	○	○	削 除	
栄養士配置加算	○	○	○	削 除	
栄養マネジメント加算	○	○	○	14単位/日	単位数変更
口腔機能維持管理加算	○	○	○	30単位/日	新設
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	○	○		3単位/日	新設
〃 （Ⅱ）	○	○		4単位/日	

【算定要件】

(1) 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者を受け入れた場合に算定。

(2) 口腔機能維持管理加算

- ① 介護療養型医療施設であり、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること。
- ② 当該施設において、入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、①に掲げる歯科医師又は歯科衛生士がその計画の作成にあたり助言及び指導を行っていること。

(3) 認知症専門ケア加算

次の要件を満たす施設・事業所内の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者1人1日当たりにつき、上記単位のいずれかを加算

【認知症専門ケア加算Ⅰ】

- ① 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上
- ② 認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置
- ③ 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施

【認知症専門ケア加算Ⅱ】

- ① 認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置（認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が10人未満の場合は実践リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一人で可）
- ② 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施

<特定診療費>

- (1) 理学療法
- (2) 作業療法
- (3) 言語聴覚療法
- (4) 摂食機能療法

介護療養型医療施設におけるリハビリテーションについては、医療保険との役割分担の明確化や整合性を図る観点から評価を見直すとともに、ADLの自立等を目的とした理学療法等を行った場合の評価を廃止する。併せて、リハビリテーションマネジメント及び短期集中リハビリテーションについて、介護老人保健施設と同様の見直しを行う。

理学療法（Ⅰ）	180 単位/回		理学療法（Ⅰ）	123 単位/回
理学療法（Ⅱ）	100 単位/回		理学療法（Ⅱ）	73 単位/回
理学療法（Ⅲ）	50 単位/回	⇒	作業療法	123 単位/回
作業療法	180 単位/回		言語聴覚療法	203 単位/回
言語聴覚療法	180 単位/回		摂食機能療法	208 単位/日
摂食機能療法	185 単位/日			

注 リハビリテーションマネジメントについては、理学療法（Ⅰ）等に包括化する。

(5) 短期集中リハビリテーション 60 単位/日 ⇒ 240 単位/日

注1 入院日から起算して3月以内に限る。

注2 理学療法（Ⅰ）・（Ⅱ）、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を算定する場合には、短期集中リハビリテーションを算定できない。

(6) 集団コミュニケーション療法（新規） ⇒ 50 単位/回（1日に3回を限度）

次のいずれにも該当する場合

- ① 専任の常勤医師を配置していること。
- ② 常勤かつ専従の言語聴覚士を配置していること。
- ③ 専用かつ8平方メートル以上の集団コミュニケーション療法室を確保していること。（言語聴覚療法を行う個別療法室との共用は可能）
- ④ 必要な器械及び器具が具備されていること。

(7) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ⇒ 240 単位/日

軽度者に加えて対象を中等度・重度の者に拡大する。1日あたりの算定とし、週3日まで算定可。